

公立丹南病院組合負担金条例

〔平成11年6月21日〕
条 例 第 1 3 号

改正 平成17年1月12日 条例第1号
平成17年3月29日 条例第3号
平成30年3月27日 条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、公立丹南病院組規約（平成11年福井県指令市第518号。以下「規約」という。）第11条の規定に基づき、公立丹南病院組合（以下「組合」という。）を組織する市町（以下「関係市町」という。）の負担金の負担割合を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 救急医療 診療時間外および救急自動車により搬送されて処置を受けることをいう。
- (2) 議員定数割 規約第5条の規定に基づく、関係市町の議員定数による割合をいう。
- (3) 人口割 直近の国勢調査人口による割合をいう。
- (4) 利用者数割 前々年の4月1日から前年の3月31日までの救急医療の利用者数による割合をいう。

(負担割合)

第3条 負担金は、組合の経費を次に掲げる経費に区分し、関係市町が、別表に定めるところにより負担するものとする。

- (1) 議会費
 - (2) 救急医療に係る医業費
 - (3) 前2号に掲げる経費以外の組合事業費
- 2 管理者は、必要があるとみとめるときは、前項の規定以外の負担金を予算の議決を経て定めることができる。

(納期)

第4条 負担金の納期は、次のとおりとする。

第1期 4月10日から4月25日まで

第2期 8月10日から8月25日まで

第3期 2月10日から2月25日まで

- 2 管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず別に納期を定めることができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 (平成11年条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定にかかわらず、平成11年度、平成12年度および平成13年度の負担金の利用者数割については、予算の定める額とする。

附 則 (平成17年条例第1号)

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年条例第1号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表

区 分	負担金算出方法
議会費	議員定数割 100%
救急医療に係る医業費 (施設および機器整備費を除く。)	鯖江市 60%
	鯖江市を除く市町 40%
	〔内訳 均等割 20%
	人口割 30%
	利用者数割 50%
上記以外の組合事業費	鯖江市 100%